## 関島社会保険労務士事務所便り

2012 年 7月号

社会保険労務士・行政書士 関 島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2-7-12 電話:03-3609-7668 FAX:03-3609-5010 HP: http://www.srseki.info



## 社会保険未加入事業所の排除 国交省 自治体・建設関連業者に指示

#### 営業許可・更新時に加入状況確認

国土交通省は、建設労働者の社会保険加入率を上げるため、建設業者が都道府県に営業許可を申請する際および更新時に雇用保険と健康保険、厚生年金の3種類の加入状況を記した書類の提出を義務付けることを決め、既に関係省令を改正済みで、11月から適用するとしています。

#### 社会保険未加入率は建設業が著しく低率

平成23年の政府調査によると、建設産業における社会保険の加入状況は、雇用者数に占める被保険者数の割合が雇用保険50.7%、厚生年金保険61.8%となっています。製造業と比較しても製造業は雇用保険が86.5%、厚生年金保険が87.1%ですから建設業の未加入率は著しく低率です。

保険未加入の業者を放置すると、技能を 持つ有能な人材が建設業界に集まりにく くなり、保険料を支払っている業者が競争 で不利益を受けるため、対策が求められていました。

#### 元請企業による下請指導や立入検査で

営業許可の書類は、新規申請時と5年ご との更新時に提出。3保険に未加入の業者 には加入を要請し、応じない場合は厚生労 働省に通報。また、工事現場で閲覧できる 「施工体制台帳」に、下請け業者一覧や工 期だけでなく、各業者の保険加入状況を記 載することも義務付け、立入検査では労働 者単位で保険加入状況を確認するとして います。

#### 公共事業は7月から先行実施

先行してこの7月からは、国や自治体の 公共工事に参入する際の経営内容チェック(経営事項審査)で、保険未加入事業所 を排除するとしています。



# 下がる下がる年金額

#### 4月から0.3%減

年金受給者には 4 月 5 月分の年金支払 日は 6 月 15 日ですので、その前に年金額 改定通知書が日本年金機構から届きまし た。平成 23 年の消費者物価が前年より 0.3%下落したということで、平成 24 年 4 月からの年金額も「0.3」%下げられまし た。

#### 10月からは更に0.9%減

物価が下がれば年金も下げる。しかし、 物価が上がっても年金額は上げない。これ が今日の年金額改定のルールで「特例水準」 といわれています。ところが、この年金水 準には平成 12 年度から 3 年間、物価が下 がったのに年金額を下げないで据え置い た分の年金が含まれています。そのため、 平成 16 年に据え置いた分も取り入れた新 しい算出式を導入し、これを「本来水準」 の算出式といいます。特例水準と本来水準 とでは特例水準の年金額が本来水準の年 金額より「2.5%」高くなります。

そこで、この「2.5%」高い年金格差を 平成 24 年 10 月から 3 年かけて解消する ことにし、平成 24 年 10 月には「0.9%」 まず減額するというのです。年金減額のた めの口実ともいえます。

#### 平均的な厚生年金受給者は <u>前年比2万4千円減</u>

今年10月からは、前年比で年金額1.2%減となり、老齢基礎年金で前年比9,600円(月800円)減、年金額200万円の平均的老齢厚生年金受給者で2万4千円(月額2千円)の減額となります。

平成24年度年金額			
	平成 23 年度	平成 24 年 4 月	平成 24 年 10 月
(スライド率)	(0.981)	(0.978)	(0.969)
老齢基礎年金 (満額)	788,900 円	786,500 円	779,300 円
配偶者加給(S18.4.2 以降生)	394,500 円	393,200 円	389,600 円
加給年金 第1子、第2子	227,000 円	226,300 円	224,200 円
障害基礎年金 2級	788,900 円	786,500 円	779,300 円
1級	986,100 円	983,100 円	974,100 円
遺族基礎年金 子1人	1,015,900 円	1,012,800 円	1,003,500 円
中高齢寡婦加算 (遺族厚年)	591,700 円	589,900 円	584,500 円
旧遺族年金(60 歳以上最低)	940,200 円	937,300 円	928,700 円
平成 24 年度は 4 月と 10 月の 2 回にわたって改正されます (予定)。			

# 60歳以後給与が下がるともらえる給付金

### 雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金

当社の従業員で 60 歳になる者がいます。定年ですが、給与を減額し、再雇用する予定です。減額幅によって本人に雇用保険から給付金が出ることがあると聞きましたが、どのようなものですか。

#### ◆60 歳時賃金の 75%以下のときに

「高年齢雇用継続基本給付金」といって、雇用保険の被保険者が 60 歳に達した後, 60 歳時点の賃金に比べて75%未満の賃金で働いている場合に支給される給付金です。その受給資格は、

- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が通算して5年以上あること

60歳以上で被保険者期間が通算して5年未満のときは5年経過したときに受給資格が得られます。ただし、失業したときに支給される雇用保険の基本手当を受給したことがある場合には、基本手当の受給の対象となった被保険者であった期間は通算されません。また、離職した日の翌日から1年以内に再就職をしないときも、再就職前の期間については通算されません。

#### ◆支給要件

60 歳に達した日の属する月から 65 歳に達する日の属する月までの期間内にある月のうち,雇用保険一般被保険者として雇用される各月において,次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

- ① 各暦月の賃金額が 60 歳到達時等の賃金月額(※1)の 75%未満であること
- ② 各暦月の賃金額が支給限度額 344,209 円 (※2) 未満であること

(※1) 受給資格を満たした日を離職日とみなした場合に算定されることとなる基本手当の賃金日額を30倍したもので451,800円が限

度。(※1~※2) の金額は、毎年8月1日に変更されることになっています。

#### ◆61%未満のときは賃金額の 15%支給

支給額は,各暦月の賃金額に応じて以下の 算式により決定されます

- ① 各暦月に支払われる賃金額が 60 歳到達時 等の賃金月額の 61%未満の場合 支給額=各暦月の賃金額×15%
- ② 各暦月に支払われる賃金額が 60 歳到達時 等の賃金月額の 61%以上 75%未満の場合 支給額=各暦月の賃金額×支給率 (支給率は,賃金低下率に応じて 15%を上 限とした算式)

#### ◆手続きの方法

#### (1) 初回申請手続

事業所を管轄するハローワークで、支給対象月の初日から起算して4カ月以内に支給申請を行うと同時に、受給資格の確認と60歳到達時等の賃金月額を登録します。

#### (2) 2回目以降申請手続

初回申請時に次回支給申請月が指定されますので、対象となる月の賃金額を記入のうえ、タイムカードと賃金台帳を添付して届け出ます。原則として2カ月ごとに行います。

支給申請は、初回を除いて原則として2カ 月ごとに行いますが、指定された時期を過ぎ てしまうと、原則として支給を受けることが できなくなります。また、受給資格を満たし ていたとしても、各月の初日から末日までの 期間において在籍していないと支給対象月に なりません。

# topic s

## トピックス

#### ●新入社員の34.3%「定年まで働きたい」

日本生産性本部が、今春の新入社員を対象に実施したアンケート調査の結果を発表し、「就職した会社で定年まで働きたい」と回答した人の割合が34.3%(前年比0.8ポイント増)で過去最高となったことがわかった。同本部は「就職難の中で、安定志向が強まっているのでは」と分析している。(6月29日)

#### ●生活保護不正受給防止で新対策案公表

厚生労働省は、生活保護不正受給防止のための制度見直し案を公表した。医療明細書を電子化して国が把握することが盛り込まれている。また、「隠し口座」を確認するため、現在銀行などの支店に対して行っている受給者の口座照会を、本店一括で確認できるようにする。今後、生活保護法の改正を目指す。(6月29日)

#### ●日雇派遣禁止年収500万円以上例外に

厚生労働省の労働政策審議会分科会において、「改正労働者派遣法」に関連する政省令案がまとまったことがわかった。原則禁止とされた「日雇い派遣」(日々または 30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)は、年収 500 万円以上の世帯の人については認める方向で了承された。10月1日から施行予定。(6月28日)

#### ●高額医療費の自己負担軽減策を検討

政府が、2014年4月からの消費税引上げ に伴い、年収210万~300万円程度の世帯 を対象に、高額医療費の自己負担の上限額 を「月80,100円」から「44,400円」に引 き下げる方向で調整していることがわかった。財源に消費税の一部を充てることで低所得者に還元し、消費税引上げへの理解を求めたい考え。(6月25日)

#### ●運転手の意識障害 医師から企業へ伝達

厚生労働省が、運転業務従事者の健康診断の際に医師がてんかんなどの意識障害を伴う病気を確認し、配置転換等が必要であると判断した場合には企業に伝達するよう、医療機関に要請することを検討中であることがわかった。来年度からの実現を目指すとしている。(6月22日)

#### ●パートへの厚年適用対象者 25 万人に

「社会保障と税の一体改革」の与野党合意において、厚生年金適用拡大の対象者(パート社員)が、当初案の「月収 7.8 万円以上」から「月収 88,000 円以上」に修正され、規模が縮小されたことがわかった。新規に加入対象となる人は当初案の 45 万人から25 万人程度に減る見込み。2015 年 10 月から実施の予定。(6月 16日)

#### ●精神疾患 労災認定件数が過去最多

厚生労働省が平成23年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表し、仕事上のストレスで精神疾患にかかり、労災申請した件数が1,272件(前年比91件増)、認定された件数が325件(同17件増)となり、それぞれ3年連続、2年連続で過去最多を更新したことがわかった。(6月15日)

